

女性に対する暴力に関する 専門調査会における審議について

～「重点方針2018」に基づく施策の取組状況～

(辻村議員提出資料)

平成30年10月31日(水)
第55回男女共同参画会議

女性に対する暴力に関する専門調査会における審議について ～「重点方針2018」に基づく施策の取組状況～

1 第96回 女性に対する暴力に関する専門調査会における主な意見

【性犯罪・性暴力への対策の推進】

- ◆ ワンストップ支援センターの24時間対応や医療との連携等、各センターが安定して質を高められるように支援を充実すべき。また、地方自治体における自主財源の確保に努めるべき。

※ワンストップ支援センター設置数の成果目標：平成32年までに各都道府県に最低1か所→H30.10に前倒し実現

【配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等】

- ◆ 婦人保護施設等における一時保護において、相談者が入所をためらう理由を分析し、様々な被害者の受け入れが可能となるようにすべき
- ◆ 海外調査結果を踏まえ、加害者更生プログラムをモデル的に実施し、機関間連携の在り方を検討してほしい。

【女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり】

- ◆ ワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター等において、被害者、加害者の属性、暴力の様態等、統計項目を拡充して基礎データの蓄積を図るべき。また、相談員の勤務実態を把握すべき。

2 女性に対する暴力に関する専門調査会の調査審議状況

【セクシュアル・ハラスメント問題】

- ◆ 本年6月12日、すべての女性が輝く社会づくり本部において、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」を決定
➡ 専門調査会において今年度中にフォローアップ実施予定

- ◆ 現在、専門調査会においては、セクシュアル・ハラスメント問題を中心に、

〔・諸外国の法制度（北欧、イギリス、フランス、ドイツ等）
・国内各分野における取組状況や課題（教育、スポーツ、民間部門等）

などについてヒアリングを実施中。

➡ 30年度中に報告書を提出予定